

法令等に基づく報告事項

平成30年9月4日

平成30年笠間市議会第3回定例会

目 次

1	継続費の精算報告	
	■平成 29 年度笠間市一般会計継続費精算報告書について……………	3
	平成 29 年度笠間市一般会計継続費精算報告書……………	4
	■平成 29 年度笠間市立病院事業会計継続費精算報告書について……………	5
	平成 29 年度笠間市立病院事業会計継続費精算報告書……………	6
2	健全化判断比率の報告	
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率 について……………	7
3	資金不足比率の報告	
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市水道事業会計の資 金不足比率について……………	8
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市工業用水道事業会 計の資金不足比率について……………	9
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市立病院事業会計の 資金不足比率について……………	10
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市公共下水道事業特 別会計の資金不足比率について……………	11
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市農業集落排水事業 特別会計の資金不足比率について……………	12
	■地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市岩間駅東土地区画 整理事業特別会計の資金不足比率について……………	13
4	審査意見書	
	■平成 29 年度笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について…	14
	平成 29 年度笠間市の健全化判断比率審査意見書……………	15
	平成 29 年度笠間市水道事業会計の資金不足比率審査意見書……………	16
	平成 29 年度笠間市工業用水道事業会計の資金不足比率審査意見書……………	17
	平成 29 年度笠間市立病院事業会計の資金不足比率審査意見書……………	18
	平成 29 年度笠間市公共下水道事業特別会計の資金不足比率審査意見書……………	19
	平成 29 年度笠間市農業集落排水事業特別会計の資金不足比率審査意見書……………	20
	平成 29 年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計の資金不足比率審査 意見書……………	21
5	非強制徴収債権放棄の報告	
	非強制徴収債権の放棄について……………	22

平成29年度笠間市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により設定した平成29年度笠間市一般会計継続費について、事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

平成29年度笠間市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国 支 出 金	県 支 出 金	地方債			その他	国 支 出 金	県 支 出 金			地方債	その他	国 支 出 金	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	1	地域交流センター整備事業(岩間地区)	平成															
			28	208,905,000	62,970,000	138,600,000		7,335,000	203,472,000	62,970,000	133,500,000		7,002,000	△ 5,433,000		△ 5,100,000		△ 333,000
			29	321,095,000	152,600,000	160,000,000		8,495,000	311,615,424	121,896,000	185,500,000	3,987,424	232,000	△ 9,479,576	△ 30,704,000	25,500,000	3,987,424	△ 8,263,000
	計	530,000,000	215,570,000	298,600,000		15,830,000	515,087,424	184,866,000	319,000,000	3,987,424	7,234,000	△ 14,912,576	△ 30,704,000	20,400,000	3,987,424	△ 8,596,000		
4	2	堂ノ池整備事業	28	291,600,000			291,600,000				291,600,000							
			29	508,400,000			508,400,000		437,400,000			437,400,000		△ 71,000,000			△ 71,000,000	
			計	800,000,000			800,000,000		729,000,000			729,000,000		△ 71,000,000			△ 71,000,000	
9	5	笠間公民館リニューアル事業	28	312,558,000		296,900,000	15,658,000	238,170,000		226,200,000		11,970,000	△ 74,388,000		△ 70,700,000		△ 3,688,000	
			29	472,442,000		445,400,000	27,042,000	475,310,454		451,500,000		23,810,454	2,868,454		6,100,000		△ 3,231,546	
			計	785,000,000		742,300,000	42,700,000	713,480,454		677,700,000		35,780,454	△ 71,519,546		△ 64,600,000		△ 6,919,546	

平成29年度笠間市立病院事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により繰り越した平成29年度笠間市立病院事業会計継続費について、事業が完了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

平成29年度笠間市立病院事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較						
				年割額	左の財源内訳				支払義務 発生額	左の財源内訳				年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源内訳			
					国県支出	企業債	その他	一般財源		国県支出	企業債	その他	一般財源		国県支出	企業債	その他	一般財源
1. 資本的 支出	1. 建設 改良費	地域医療センター かさま建設工事	平成28年度	742,061,000	7,713,000	383,800,000	350,519,000	29,000	705,800,000	7,713,000	364,800,000	333,240,000	47,000	36,261,000	0	19,000,000	17,279,000	▲ 18,000
			平成29年度	1,161,228,000	78,700,000	552,800,000	529,672,000	56,000	1,197,062,800	93,917,000	558,600,000	544,426,402	119,398	▲ 35,834,800	▲ 15,217,000	▲ 5,800,000	▲ 14,754,402	▲ 63,398
			計	1,903,289,000	86,413,000	936,600,000	880,191,000	85,000	1,902,862,800	101,630,000	923,400,000	877,666,402	166,398	426,200	▲ 15,217,000	13,200,000	2,524,598	▲ 81,398

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市の健全化判断比率を算定したので、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
笠間市算定結果	－	－	8.5	20.9
起債許可制移行基準比率	10.0		18.0	
早期健全化基準比率	12.57	17.57	25.0	350.0
財政再生基準比率	20.00	30.00	35.0	

*実質赤字額や連結実質赤字額がない場合、それぞれの比率は「－」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市水道事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市水道事業会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市水道事業会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

* 資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市工業用
水道事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市工業用水道事業会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市工業用水道事業会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

* 資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市立病院
事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市立病院事業会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市立病院事業会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

*資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市公共下水道事業特別会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市公共下水道事業特別会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市公共下水道事業特別会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

* 資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市農業集落排水事業特別会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市農業集落排水事業特別会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市農業集落排水事業特別会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

* 資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく笠間市岩間駅
東土地区画整理事業特別会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、平成29年度決算における笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計の資金不足比率を算定したので、同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

記

（単位：％）

	資金不足比率
笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計算定結果	—
起債許可制移行基準比率	10.0
経営健全化基準比率	20.0

*資金不足額がない場合、資金不足比率は「—」と表示する

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹

笠 監 第 9 号

平成30年8月20日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市監査委員 仙波

操



笠間市監査委員 須藤

幹夫



笠間市監査委員 藤枝

浩



平成29年度笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率
の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算における笠間市の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおりその意見書を提出します。

平成29年度笠間市の健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この健全化判断比率審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記，健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成29年度	—	—	8.5	20.9
平成28年度	—	—	8.8	19.9
早期健全化基準比率	12.57	17.57	25.0	350.0
財政再生基準比率	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合，それぞれの比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市水道事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市工業用水道事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市立病院事業会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計の 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業 特別会計の資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間

平成30年8月2日から平成30年8月17日まで

3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

	資金不足比率
平成29年度	—
平成28年度	—
経営健全化基準比率	20.0

※資金不足がない場合、資金不足比率は「—」と表示する。

非強制徴収債権の放棄について

笠間市債権管理条例（平成29年笠間市条例第25号）第14条第2項の規定により、平成29年度に放棄をした非強制徴収債権（市税及び公課以外のもの）について、次のように報告する。

会計名	債権名	件数	金額	債権放棄の根拠
一般会計	駐車場利用料	1件	5,500円	第14条第1項第7号
一般会計	障害者住宅整備資金貸付金 元金収入	2件	68,960円	第14条第1項第1号
一般会計	高額療養費 貸付金	5件	1,289,000円	第14条第1項第1号
		3件	901,000円	第14条第1項第7号
水道事業会計	水道料金	19件	102,588円	第14条第1項第3号
		141件	939,837円	第14条第1項第6号
		165件	1,308,964円	第14条第1項第7号
		1,229件	7,889,947円	第14条第1項第8号

平成30年9月4日提出

笠間市長 山口 伸樹